

GRAN GOAL投資一任約款 新旧対照表

※下線部変更

新	旧
(用語の定義)	(用語の定義)
第3条 (現行どおり)	第3条 (省 略)
(1)～(5) (現行どおり)	(1)～(5) (省 略)
(6) 親口座	(6) <u>メイン</u> 口座
お客さまが「証券取引約款」に基づき当社の取引店に開設した取引口座のうち、 <u>ラップ口座</u> に係る入出金を行う場合に原則として資金が経由する口座をいいます。	お客さまが「証券取引約款」に基づき当社の取引店に開設した取引口座をいいます。
(7)～(12) (現行どおり)	(7)～(12) (省 略)
(申込方法等)	(申込方法等)
第9条 (現行どおり)	第9条 (省 略)
2 お客さまが本サービスをご利用いただく場合は、当社との間で本契約を締結していただくほか、既に親口座を開設されていることを前提の上で、当社の投資顧問部にラップ口座を開設していただきます。	2 お客さまが本サービスをご利用いただく場合は、当社との間で本契約を締結していただくほか、既に <u>メイン</u> 口座を開設されていることを前提の上で、当社の投資顧問部にラップ口座を開設していただきます。
3 前項に定めるラップ口座の開設に際しては、 <u>親</u> 口座と同じ内容のお届出住所、金銭振込先指定口座その他の届出事項（次条で定める事項を除きます。）をお届出いただいたものとしてお取扱いします。	3 前項に定めるラップ口座の開設に際しては、 <u>メイン</u> 口座と同じ内容のお届出住所、金銭振込先指定口座その他の届出事項（次条で定める事項を除きます。）をお届出いただいたものとしてお取扱いします。
(契約金額の条件等)	(契約金額の条件等)
第11条 (現行どおり)	第11条 (省 略)
2～3 (現行どおり)	2～3 (省 略)
4 お客さまは初回運用開始日から起算して5営業日前の日までに、当初契約金額を親口座に入金するものとします。当該入金の実事同日までに確認できない場合、当社は同日が経過した時点で本契約が失効したものと取扱うことができるものとします。親口座への入金後、当社は当該金額をラップ口座に振替え、運用を行うものとします。	4 お客さまは初回運用開始日から起算して5営業日前の日までに、当初契約金額を <u>メイン</u> 口座に入金するものとします。当該入金の実事同日までに確認できない場合、当社は同日が経過した時点で本契約が失効したものと取扱うことができるものとします。 <u>メイン</u> 口座への入金後、当社は当該金額をラップ口座に振替え、運用を行うものとします。
(償還金、収益分配金の処理等)	(償還金、収益分配金の処理等)
第17条 (現行どおり)	第17条 (省 略)
2 前項にかかわらず、運用資産に組入れていた投資信託において、本契約の終了後に分配金等が発生した場合は、当社は親口座への入金又は金銭の振込先指定方式により指定されたお客さまの指定預貯金口座へ送金することにより返還します。	2 前項にかかわらず、運用資産に組入れていた投資信託において、本契約の終了後に分配金等が発生した場合は、当社は <u>メイン</u> 口座への入金又は金銭の振込先指定方式により指定されたお客さまの指定預貯金口座へ送金することにより返還します。
(本契約の内容の変更等に係る制限)	(本契約の内容の変更等に係る制限)
第22条 (現行どおり)	第22条 (省 略)
(1)～(3) (現行どおり)	(1)～(3) (省 略)
(4) 契約金額の増減額	(4) 契約金額の増減額
① 契約金額の増額	① 契約金額の増額
(a)～(e) (現行どおり)	(a)～(e) (省 略)
(f) お客さまは運用開始日から起算して5営業日前の日までに、増額金額を親口座に入金するものとします。当該入金の実事を確認できない場合、当社は契約金額の増額の申込みが失効したものと取扱うことができるものとします。当該親口座への入金後、当社は当該金額をラップ口座に振替え、運用を行うものとします。	(f) お客さまは運用開始日から起算して5営業日前の日までに、増額金額を <u>メイン</u> 口座に入金するものとします。当該入金の実事を確認できない場合、当社は契約金額の増額の申込みが失効したものと取扱うことができるものとします。当該 <u>メイン</u> 口座への入金後、当社は当該金額をラップ口座に振替え、運用を行うものとします。
② 契約金額の減額（一部解約）	② 契約金額の減額（一部解約）
(a)～(e) (現行どおり)	(a)～(e) (省 略)
(f) 運用開始日以降、当社は運用資産で組入れている投資信託を売却し、親口座へ減額金額を支払います。	(f) 運用開始日以降、当社は運用資産で組入れている投資信託を売却し、 <u>メイン</u> 口座へ減額金額を支払います。
(5) (現行どおり)	(5) (省 略)
(6) サテライトポートフォリオ途中運用開始・終了に関する事項	(6) サテライトポートフォリオ途中運用開始・終了に関する事項
① (現行どおり)	① (省 略)
② サテライトポートフォリオ途中運用終了	② サテライトポートフォリオ途中運用終了
(a)～(c) (現行どおり)	(a)～(c) (省 略)
(d) 運用開始日以降、当社はサテライトポートフォリオに組入れている投資信託を売却し、親口座へ売却金額（MR F 及びお預り金を含む）を支払う又は売却金額をコアポートフォリオへ振替え、コアポートフォリオで運用を開始するものとします。	(d) 運用開始日以降、当社はサテライトポートフォリオに組入れている投資信託を売却し、 <u>メイン</u> 口座へ売却金額（MR F 及びお預り金を含む）を支払う又は売却金額をコアポートフォリオへ振替え、コアポートフォリオで運用を開始するものとします。

新		旧	
(7) ~ (9)	(現行どおり)	(7) ~ (9)	(省 略)
2 ~ 4	(現行どおり)	2 ~ 4	(省 略)
(本契約の解約)		(本契約の解約)	
第23条	(現行どおり)	第23条	(省 略)
2	(現行どおり)	2	(省 略)
3	前二項の規定に基づき本契約が解約されることとなった場合、当社は解約日(第1項に基づく場合)又は解約後速やかに(第2項に基づく場合)運用資産の売却注文を行い、 <u>親口座</u> へ当該運用資産の売却金額を支払います。なお、有価証券での返還はいたしません。	3	前二項の規定に基づき本契約が解約されることとなった場合、当社は解約日(第1項に基づく場合)又は解約後速やかに(第2項に基づく場合)運用資産の売却注文を行い、 <u>メイン口座</u> へ当該運用資産の売却金額を支払います。なお、有価証券での返還はいたしません。
(変更手続き)		(変更手続き)	
第29条	(現行どおり)	第29条	(省 略)
2	前項のお届出のほか、 <u>親口座</u> へのお届出事項若しくは申込事項の変更によって、 <u>ラップ口座</u> についてのお届出事項若しくは申込事項も変更されるものとします。但し、第10条第2項及び第3項で定める一部利用制限対象に該当するサービスに関する事項を除きます。	2	前項のお届出のほか、 <u>メイン口座</u> へのお届出若しくは申込事項の変更によって、 <u>ラップ口座</u> についてのお届出若しくは申込事項も変更されるものとします。但し、第10条第2項及び第3項で定める一部利用制限対象に該当するサービスに関する事項を除きます。
3	(現行どおり)	3	(省 略)
(各種照会等に係る連絡先)		(各種照会等に係る連絡先)	
第37条	本契約に関連する各種照会等に関する連絡先は、お客さまの <u>親口座</u> のある取引店とします。	第37条	本契約に関連する各種照会等に関する連絡先は、お客さまの <u>メイン口座</u> のある取引店とします。
	2020年8月		2020年1月

以上